

令和4年1月20日

保護者の皆様へ

葛飾区 子育て支援課  
保 育 課

## 濃厚接触者のPCR検査等について

日頃から保育園運営にご理解ご協力をいただき、ありがとうございます。

急激な新型コロナウイルスの感染拡大により、検査体制がひっ迫しているため、当面の間、濃厚接触者へのPCR検査の実施は、以下のように変更になりました。

また、厚生労働大臣が、令和4年1月14日、濃厚接触者の健康観察期間を10日間とする旨を発表しました。

それらを踏まえ、濃厚接触者の取扱いを、以下のとおりとしますので、対応方よろしくお願いたします。

### 1 変更点

#### (1) PCR検査について

お子さんが濃厚接触者に特定されたあとのPCR検査は実施いたしません。

発熱などの症状がある場合は、ご自身で医療機関等を受診し、検査をしていただきます。検査の必要性や費用等についてもご自身で医療機関にご確認ください。

#### (2) 健康観察期間

陽性者との最終接触日の翌日から原則10日間とします。

### 2 実施例示

お子さんが陽性となり、同一クラスの他のお子さんが濃厚接触者となった場合、また、ご家族が陽性となり、お子さんが濃厚接触者になった場合、どちらも以下のとおりとします。

(1) 陽性者との最終接触日の翌日から10日間は自宅待機とします。

(2) 10日間経過後、通園を再開できます。

(3) 発熱などの症状がある場合は、上記1(1)のとおりです。

(4) (3)により、陽性結果がでた場合、速やかに保健所及び園へ連絡してください。